

「木曽川上流自然再生検討会」規約

（趣 旨）

第1条 本会は、「木曽川上流自然再生検討会」（以下、「検討会」という。）と称し、その組織及び運営については、この規約の定めるところによる。

（目 的）

第2条 検討会は、木曽川上流管内を対象とした「木曽川上流自然再生計画」の策定及び今後のモニタリングのために木曽三川の多様な河川環境の保全・再生に向けた各種検討事項について様々な観点から審議し、助言することを目的とする。

（構 成）

第3条 検討会は、学識経験等を有する有識者である委員から構成し、委員は別表のとおりとする。

2. 委員は、河川管理者である国土交通省木曽川上流河川事務所が委託した（財）リバーフロント整備センターが委嘱する。
3. 委員の任期は、平成22年3月16日までとする。

（運 営）

第4条 検討会には、座長をおく。

2. 座長は事務局により選任され、会務を総括するとともに、検討会の開催にあたって委員を招集する。
3. 座長に事故があるときは、座長が予め指名する委員がその職務を代行する。
4. 座長は、検討会の目的を遂行するために必要と認めた場合には、検討会に委員以外の出席者を求めることができる。

（情報公開）

第5条 検討会は原則公開とし、検討会資料、議事概要及び議事録を事務局により公表する。その他一般傍聴や公表方法等は別途定める。ただし、検討会資料、議事概要及び議事録中の貴重種に係わる情報については非公表とする。

（事務局）

第6条 検討会の事務局は、国土交通省木曽川上流河川事務所及び（財）リバーフロント整備センター内に置く。

（その他）

第7条 この規約に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項は、座長が検討会に諮って検討会で定めるものとする。

2. この規約の改正については、検討会で定めるものとする。

附則

（施行期日）

この規約は、平成20年12月26日から施行する。

平成 21 年 8 月 21 日 一部改正